平成２２年（フ）第１８２６号
大阪府八尾市恩智北町４丁目477番地の４
債務者　上須﨑將高
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６７号
大阪府門真市小路町４番８号
債務者　橋本　　強
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１７号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　７―1003
債務者　奥田三江子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津川　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４８号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目８番16号
債務者　江端　正典
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　剛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６２号
大阪府高槻市別所新町６番26号
債務者　野村　和洋
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９９号
大阪府東大阪市近江堂１丁目９番24号
債務者　生島　健造
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８００号
大阪府東大阪市近江堂１丁目９番24号
債務者　生島マリ子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２０号
大阪府岸和田市東ヶ丘町808―39、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目１番12号　赤川マンション302
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９０８号
大阪府寝屋川市小路北町８番34号
債務者　三重　　忠
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２２号
大阪府高槻市牧田町13番78―101号
債務者　山下　省生
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家郷　資大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２７号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目３番３―206号
債務者　宮本　博之
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家郷　資大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９３１号
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番22―205号
債務者　達本　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７３号
大阪市福島区福島５丁目９番３―1401号
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津川　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３０号
山形市江俣４丁目９番24号
債務者　渡辺　　満
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３号
函館市湯川町１丁目２番10号
債務者　谷　　広美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
函館市港町２丁目７番２―309号
債務者　濱坂　春雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
函館市本町２番13号
債務者　下田　静子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所